

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行期日は、令和四年

四月一日とすること。